

令和7年度 志村第五小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

(1) この基本方針において「いじめ」とは、本校児童に対して、本校に在籍する当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段を使って行われるものを含む）の中で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校外での生活の中で、他校の児童と上記(1)のような行為があった場合も「いじめ」とする。

【いじめの禁止】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。そして、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。そのため、どのような理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

「いじめは、どの学級でも起こり得る」という認識の上で、全ての教員は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。特に、児童の命に関わるような重大ないじめに発展しないよう、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。さらに、その再発防止に努めなければならない。

2 いじめ問題への基本的な考え方及び取組

(1) 学校いじめ防止対策委員会

①設立の目的

志村第五小学校では、いじめの防止及びいじめの解決に向けて組織的な対応を行うために、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

②構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、校内支援委員会で組織し、委員長は生活指導主任が務める。

(2) 所掌事項〈学校におけるいじめの防止等に関する取組〉

「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に依拠して、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

①「未然防止」～いじめを生まない許さない学校づくり(いじめに関する理解を深める)～

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会による主体的な取組への支援などを通じて、児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。そのために、

- 全校朝会や生活指導朝会での講話や児童集会、児童会活動などを通して「いじめは絶対に許されない」という気持ちを学校全体に広げる。
- 学年や学級での表彰など「できた、がんばった」ことを認め合う活動を通して、一人一人の自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- 学級活動や道徳教育及び人権教育、読書活動、体験活動などを通して、規範意識を育て、正義感や思いやりの心、判断力、他者とのよりよい関わり方などを学び、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた教育活動を通して、人との関わり方や集団生活の中での行動の仕方を学び、実生活に生かせるようにする。
- いじめ問題についての校内研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。
- 学校便りやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価等を保護者、地域に発信する。

②「早期発見」～いじめの早期発見に努める～

- 児童の様子や人間関係を注意深く観察し、児童の行動の変化の中からいじめにつながりそうな情報を早めに把握するよう努める。
- 年3回のふれあい月間における「学校生活についてのアンケート」やスクールカウンセラーや担任による面談などを通して、いじめの徴候の把握といじめの早期発見に努める。
- 保健室、教育相談室等の利用を促進するとともに、外部の電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。
- 週1回の生活指導夕会や年3回の生活指導全体会において、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図る。

③「早期対応」～いじめの早期対応に努める～

- いじめを発見した場合は、いじめ防止対策委員会が担任を支援しながら学校全体で対応する。
- いじめられている児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を守る。
- 関係児童やその保護者との面談を行い、状況の確認や解決の方向性を話し合う。

- いじめられている児童がいる学級に担任の他に教員等が1名以上ついて見守り、安心して授業を受けられるようにする。
- いじめた児童に対しては、教育的指導の範囲で、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるように指導する。
- 必要に応じて臨時の保護者会を開催し、保護者との情報共有を図る。

④校内相談体制の確立

- 板橋区教育委員会、板橋区子ども家庭総合支援センター、関係機関、スクールカウンセラー、巡回指導教員などの専門家と連携して解決を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、教育委員会ならびに所轄警察署と連携してこれに対処する。

⑤校内研修の実施

- いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と適確な指導力を高めるために、いじめに関わる研修を年間計画に位置付け、学期に一度、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- 特に「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

⑥保護者との連携・啓発

- いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするために、保護者、地域、関係機関と連携して、いじめ問題解決に取り組む必要がある。
- 「志五小のやくそく」の活用
志村第五小学校全体での統一した学習や生活のきまりの指導基準である「志五小のやくそく」を活用した、教師の指導、児童の活動、保護者との連携を通して、いじめをしない、させない資質や能力、規範意識を育てる。
- 保護者がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう求める。

⑦区民・関係機関との連携

- 土曜授業プランや学校行事を通して、地域の方に学校の教育活動を積極的に見ていただくことで、信頼を高め、学校・地域・関係機関との連携と協力を図りやすくする。

(3) 「重大事態への対処」 ～いじめ対策委員会を中心に最優先で対処する～

児童の心身に重大な傷を負わせ、児童の生命に関わるような「重大ないじめ」またはその徴候のある場合

- いじめられている児童の安全の確保・緊急避難を行う。
- いじめられている児童の教育を受ける権利を保障する。
- 関係児童やその保護者との面談を行い、経緯の説明、事実確認、原因の究明、解決の方向性、今後の対応などについて話し合う。
- 臨時の保護者会を開催し、保護者との情報共有を図る。
- 板橋区教育委員会、板橋区子ども家庭総合支援センター、関係機関、スクールカウンセラー、巡回指導教員などの専門家等と連携して解決を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる事案については、教育委員会とも相談の上、警察に通報し連携して対応する。
- 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を早急に実施する。
- 重大事態発生について、速やかに板橋区教育委員会へ報告する。

(4) 取組に関する点検と改善の方策

- 年3回のふれあい月間での、いじめの徴候の把握といじめの早期発見が有効にできたか、ふれあい月間終了後、生活指導夕会を利用して、いじめ問題のそれまでの対応について報告し合い改善を考える。
- いじめに関わる研修が効果的だったか、研修後に評価と生かせる取組について各人が考察し、改善に生かす。また、その取組が共有できるよう夕会で周知する。
- 学校評価において、いじめに関した道徳教育及び人権教育についての項目を加え、取組を評価する。
- 学校評価に基づき「学校いじめ基本方針」及び年間計画の見直しを行う。